

# 平成26年2月議会 第4委員会報告資料

## ○専決処分（家賃滞納者）

報告第5号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	1 頁
報告第8号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(起訴前の和解)	.....	1 頁
報告第9号	市営住宅に係る和解に関する専決処分について(訴訟上の和解)	.....	2 頁

## ○専決処分（迷惑行為者等）

報告第6号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁
報告第7号	市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について	.....	3 頁

平成26年2月18日  
住 宅 都 市 局

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第5号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者（表1）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第5号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (※)個人が特定される情報については掲載していません。                 </div>		90,929	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
2			106,770	平成25年 8月23日	平成26年 2月4日	6
3			131,596	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	7

○和解に関する専決処分について

報告第8号及び第9号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、訴えの提起に至る前に滞納家賃等の3分の1以上を納付した者（表2）又は訴えの提起に至ったが弁論終結までに滞納家賃等を全額納付した者（表3）と和解をすることについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表2（報告第8号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し請求日	専決処分 年月日	滞納 月数 月
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (※)個人が特定される情報については掲載していません。                 </div>		92,054	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	7
2			174,629	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
3			89,806	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
4			372,964	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
5			137,896	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6

6			136,954	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
7			177,374	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
8			181,858	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6
9			186,909	平成25年 12月20日	平成26年 2月4日	6

表3 (報告第9号)

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額 円	住宅明渡し請求日	専決処分 年月日	滞納 月数
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		322,312	平成25年 8月23日	平成26年 1月9日	6

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第7号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る迷惑行為者に対し、当該住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、平成26年2月4日次のように専決処分した。

訴えの相手方	(※)個人が特定される情報については掲載していません。
請求の要旨	相手方は、市営〇〇住宅〇棟〇〇号（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。 相手方は、平成25年12月25日から本件住宅の明渡しの日までの家賃相当額の損害金のうち訴えの提起の日において未納のものを支払え。 訴訟費用は、相手方の負担とする。 との判決を求める。
概要	相手方は、本件住宅に入居している者であるが、福岡市営住宅条例（以下「条例」という。）第27条第4項の規定に違反して、本件住宅内で動物を飼育することにより近隣住民に対し生活衛生上迷惑を及ぼし、本市の再三にわたる指導にも従わなかった。 そこで、本市は、相手方に対し、平成25年9月13日、条例第27条第5項の規定に基づき本件住宅内での動物の飼育をやめるよう勧告した。 しかし、相手方は、当該勧告に従わず、動物の飼育をやめなかった。 このため、本市は、相手方に対し、平成25年11月25日、条例第40条第1項第7号の規定に基づき本件住宅を同年12月24日までに明け渡すよう請求した。 しかしながら、相手方は、本件住宅の明渡しをしない。 よって、本市は、相手方に対し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

報告第6号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る不法占有者（表4）に対し、住宅の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、専決処分した。

表4（報告第6号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1	(※)個人が特定される情報については掲載していません。		平成25年9月13日	犯罪被害者として一時使用の許可を受けて市営住宅の住戸に入居した者であるが、平成25年7月から同年9月までの使用料を滞納し、また、当該許可の期間満了後も当該市営住宅の住戸を退去せず不法に占有したものの。	平成26年2月4日

○以上報告第5号ないし第9号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗一郎